

# 第二次紀宝町地域福祉(活動)計画の概要②

## 「計画の位置づけ」は？

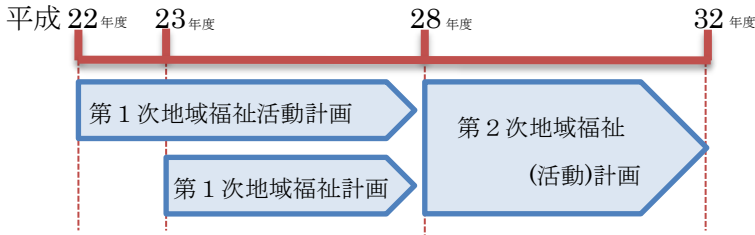
本計画は、社会福祉法第107条に規程する「市町村地域福祉計画」として本町における地域福祉推進の基本的指針となるものであり、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を中心とした行動計画である「地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

## 「計画期間」は？

本計画の期間は、平成28年度からの5年間とし、長期的視点から計画的に取り組むこととします。

ただし、国や三重県、本町の社会経済状況やニーズの変化に伴い、必要な見直しを行います。

※ニーズとは…援助してほしいと望むもの等



## 「基本理念」は？

基本理念は「みんなが **あ**だんの **く**らしを **し**あわせに **か**ん感じるまちへ」と掲げ、住民一人ひとりが地域福祉を推進する、やさしくあたたかなまちをめざします。

## 「10の重点項目」

この5年間で必ず取り組みたいこと

- 1 生涯現役！こころと体の健康づくり
- 2 老若男女！多世代活躍のしくみづくり
- 3 全員集合！  
みんなが集うことのできる場づくり
- 4 ボランティア・市民活動の推進
- 5 「困った時はお互いさん！」の推進
- 6 食・買い物サービスの推進
- 7 子育て支援の充実
- 8 いのちとくらしを守る地域づくり
- 9 防災力を高めあう地域づくり
- 10 認知症の人にやさしい地域づくり

## 今年度、検討すること！

たとえば…

- ① 地区懇談会の開催(地域の課題解決方法を一緒に考えます)
- ② 「あだんのくらしをシェアに委員」制の創設(みんなが地域のことを考えていきます)
- ③ ひきこもり支援について、地域の実情を踏まえ、何が必要なのかを考えていきます



紀宝町地域福祉活動計画

検索

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会

紀宝町鶴殿一〇七四番地一

電話 〇七三五―三二一〇九五七

E-mail honsho@kino-shakyo.or.jp